

# 熊本県公報

第 1 1 5 1 6 号  
平成 19 年 2 月 21 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
  - 指定介護予防サービス事業所の指定……………( " ) 1
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂 防 課) 1
- 公 告**
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 25
  - 平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務委託に係る一般競争入札の実施……………(港 湾 課) 25
- 登 載 依 頼**
- 熊本県障害者施策推進協議会の開催……………(障害者支援総室) 28
  - 熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に係る公告……………(株式会社 IWD 東亜熊本) 28

## 告 示

### 熊本県告示第 152 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパー蘭々熊本事業所 熊本市帯山五丁目 10 番 29 号	有限会社住心	平成 19 年 2 月 9 日

### 熊本県告示第 153 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパー蘭々熊本事業所 熊本市帯山五丁目 10 番 29 号	有限会社住心	平成 19 年 2 月 9 日

### 熊本県告示第 154 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 2 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 熊本市
  - (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
岩戸川第 1 谷(201-1-011)
  - イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市松尾町平山
  - ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 岩戸川第2谷(201-1-012)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町平山  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 岩戸川第3谷(201-1-013)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町平山  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 椿原(201-1-020)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 梅洞川(201-1-021)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
 梅洞平谷(201-1-022)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 梅洞谷 (201-1-023)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (8) (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
 ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松尾川1 (201-1-024)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 松尾川2 (201-1-025)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (10) (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
 ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 出口谷 (201-1-026)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (11) (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
 ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 百山谷 (201-1-029)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (12) (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
 ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松尾川5 (201-1-030)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 要江(201-1-150)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 梅洞-1(201-1-151-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 梅洞-2(201-1-151-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 上松尾1(201-1-152)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 上松尾2-1(201-1-153-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾 2-2（201-1-153-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内村（201-1-156）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾 4（201-1-157）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
射場の本-1（201-2-066-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
射場の本-2（201-2-066-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町平山  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平山（201-2-067）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町平山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平山 2（201-2-073）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町平山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾 2（201-2-081）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾 3-1（201-2-082-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上松尾 3-2（201-2-082-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市松尾町上松尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上松尾4（201-2-083）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上松尾5（201-2-084）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 甲塚（201-2-085）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 中松尾（201-2-086）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 熊本市松尾町上松尾  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 山鹿市  
 (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 岩野川（208-1-007）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
下宮 1（208-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
下宮 2（208-1-009）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
今寺（208-1-010）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
深床谷川 1（208-1-011）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川久保 2（208-1-013）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり



- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
川久保3(208-1-014)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
大河内川(208-1-016)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
小坂川2(208-1-019)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
法華寺谷川(208-1-020)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
古城谷川-1(208-1-021-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
古城谷川-2（208-1-021-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
寺島上 2（208-1-022）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
金堀（208-2-009）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市津留  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
野辺田（208-2-010）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川久保 1（208-2-011）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
桑鶴 (208-2-012)  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市小坂  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
法花寺 (208-2-013)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
法華寺 (208-2-014)  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
寺島上1 (208-2-015)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市寺島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
中間2 (381-1-040)  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中間3 (381-1-041)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
田淵川（廻淵川）（381-1-042）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
堂原 2（381-1-043）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
堂原（381-1-044）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山下川（381-1-045）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中間 1（381-2-037）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

- する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
川原谷（山下川）（381-2-038）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山鹿市鹿北町四丁  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 球磨村
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
松野 1（513-1-003）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
堤（513-1-010）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
沢見（513-1-013）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村大瀬  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
蔵谷 1-1（513-1-014-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
蔵谷 1-2（513-1-014-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
蔵谷 2-1（513-1-015-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
蔵谷 2-2（513-1-015-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
蔵谷 2-3（513-1-015-3）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
高沢 1（513-1-016）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
高沢 2 (513-1-018)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
椎屋 (513-1-021)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大槻 2 (513-1-024)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大槻 1 (513-1-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
島田 1 (513-1-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 峰 (513-1-028)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
内布 2 (513-1-030)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
四蔵 1 (513-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
松野 2 (513-2-009)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
薨 (513-2-011)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
小谷川-1(513-2-015-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
小谷川-2(513-2-015-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
小谷川-3(513-2-015-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
板崎(513-2-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
高沢5(513-2-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 高沢 4 (513-2-018)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村神瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 舟戸-1 (513-2-019-1)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 球磨村渡  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 舟戸-2 (513-2-019-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 立野 (513-2-020)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 大槻 3 (513-2-021)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村神瀬  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
系原1(513-2-023)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
島田2(513-2-024)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
俣口1(513-1-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
每床2(513-1-032)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
每床3(513-1-033)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)  
友尻2(513-1-034)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 友尻 1 (513-1-035)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 野々原 1 (513-1-037)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 中屋 1 (513-1-039)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 中屋 2 (513-1-040)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 中津 (513-1-041)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 岳本 2 (513-1-042)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 岳本 1 (513-1-043)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 松舟 2 (513-1-045)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 柳詰 2 (513-1-046)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 柳詰 1 (513-1-047)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鳥越川 (513-1-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
千津 (513-2-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大無田 (513-2-026)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
鵜口 (513-2-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
那良 (513-2-028)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村三ヶ浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 俣口 2 (513-2-029)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村三ヶ浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 遠原 1 (513-2-030)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 毎床 1 (513-2-032)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村三ヶ浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 黄檗 (513-2-033)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 黒白 3 (513-2-034)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
黒白 4（513-2-035）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
黒白 2（513-2-036）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
黒白 5（513-2-037）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
黒白 1（513-2-038）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
日隠（513-2-040）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
球磨村一勝地  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項



- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 松舟 1 (513-2-041)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 西谷川 (513-2-042)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 球磨村一勝地  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告
-----

## 熊本県公告第 157 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 玉名郡南関町大字関町字桑津留 409 番 1、同 409 番 3、同 411 番 1、同 413 番 1、同 415 番 2、同 418 番 1、同 419 番 1、同 432 番 1、同 433 番 1、同 433 番 2、同 433 番 3、同 435 番 1、同 435 番 4、同 436 番 1、同 437 番 1、同 437 番 2、同 437 番 3、同 437 番 4、同 437 番 6、同 438 番 1、同 439 番、同 441 番 2、同 441 番 3、同 442 番 1、同 443 番、同 444 番 1、同 444 番 2、同 445 番 1、同 445 番 3、同 446 番 1、同 447 番 1、同 448 番 1、同 448 番 4、同 449 番 1、同 413 番 6、同 437 番 5、同 437 番 7、同 438 番 2、同 440 番 3、水路の一部及び里道の一部  
 17,243.33 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 玉名郡南関町大字小原 32 番地 2  
 塩山食品株式会社

## 熊本県公告第 158 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
 平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務
  - (2) 委託業務の内容  
 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 本委託の業務を十分に遂行できる人員を擁し、かつ熊本県内に業務受託の拠点となる本社又は営業所(支店)等を有していること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6 の(3)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書を熊本県土木部港湾課管理係に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 2 月 21 日(水)から平成 19 年 2 月 28 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 2 月 21 日(水)から平成 19 年 2 月 28 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県土木部港湾課管理係(県庁行政棟本館 12 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2515(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 2 月 21 日(水)から平成 19 年 3 月 6 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時

- 平成19年3月7日（水）午後1時30分から
- イ 場所  
熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年3月6日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**登載依頼**

**熊本県障害者施策推進協議会公告第 3 号**

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。  
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
 平成 19 年 2 月 21 日

熊本県障害者施策推進協議会  
 会長 赤 星 香世子

- 1 開催日時  
 平成 19 年 3 月 16 日（金）  
 午後 2 時から
- 2 開催場所  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県庁 新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題（予定）
  - (1) 熊本県障害福祉計画（仮称）案及びくまもと障害者プラン見直し案について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員について  
 20 人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室総務・企画班）  
 （電話 096-333-2233）

**公告**

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により IWD 東亜熊本 最終処分場事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条例第 15 条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供するとともに、同条例第 16 条第 1 項の規定に基づき当該準備書についての説明会を開催するので、同条例第 15 条及び第 16 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。  
 平成 19 年 2 月 21 日

株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小 林 景 子

- 1 事業者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小林 景子
  - (2) 住所 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 IWD 東亜熊本 最終処分場事業
  - (2) 種類 管理型最終処分場の設置事業
  - (3) 規模 事業実施区域面積 834,000㎡
- 3 対象事業実施区域の位置  
 熊本県水俣市長崎字東山、字馬尼田、湯出字清水、字建壁、字村上、字村下の各一部
- 4 関係地域の範囲  
 対象事業実施区域の近接区域、対象事業実施区域から排出される雨水等の放流先となる河川、資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両が運行する経路を含む範囲
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場所	期間及び時間
株式会社 IWD 東亜熊本 (熊本県水俣市長崎 1520-43)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
熊本県水俣保健所 (熊本県水俣市八幡町二丁目 2-13)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
水俣市役所 (熊本県水俣市陣内一丁目 1-1)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで 平日は午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、土曜日、日曜日及び祝日は午前 9 時から午後 5 時まで
総合もやい直しセンター「もやい館」 (熊本県水俣市牧ノ内 3-1)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで (日曜日を除く。)

	午前 9 時から午後 10 時まで
南部もやい直しセンター「おれんじ館」 (熊本県水俣市月浦 195-2)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで (日曜日を除く。) 午前 9 時から午後 10 時まで
久木野ふるさとセンター「愛林館」 (熊本県水俣市久木野 1071-4)	平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 3 月 22 日まで (月曜日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで

- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者  
提出することができます。
- (1) 提出期限 平成 19 年 4 月 5 日 (木)
- (2) 提出先 〒 867-0033 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43  
株式会社 IWD 東亜熊本
- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載して下さい。
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由 (日本語により記載  
すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所  
準備書の記載事項について、次のとおり説明会を開催します。
- (1) 日時 平成 19 年 3 月 11 日 (日) 午後 2 時から午後 4 時まで
- (2) 場所 水俣市文化会館 (熊本県水俣市牧ノ内 8-1)

